

# 報告資料 1

## 農業者戸別所得補償制度について

平成 2 4 年 9 月

農林水産省

# 目次

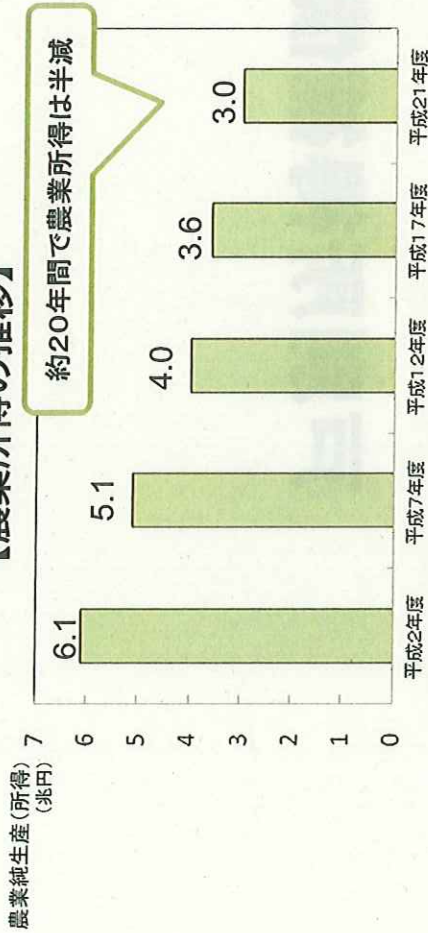
<b>戸別所得補償制度の導入の背景</b>	
(1) 我が国農業・農村が直面する現実	1
(2) 食料自給率向上のための取組 (参考) 食料自給率向上のための戦略	2
(3) 多様な農業経営体の育成・確保 (参考) 米政策の考え方について	4
(4) 我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画の概要	6
(参考) 我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画「抜粋」	
<b>農業者戸別所得補償制度の概要</b>	
(1) 平成25年度農業者戸別所得補償制度の概要要求額	8
(2) 農業者戸別所得補償制度の概要(平成25年度概要要求)	9
(3) 畑作物の所得補償交付金	10
① 数量払	10
(参考) 品質加算による交付単価	
② 営農継続支払	13
(4) 水田活用の所得補償交付金	14
(参考) 二毛作助成のパターン (参考) 耕畜連携助成	
(5) 米の所得補償交付金	17
(6) 米価変動補填交付金	18
(参考) 平成25年度に向けた生産現場での推進の強化 (参考) 米と転作作物における所得比較(10a当たりのイメージ) (参考) 各交付金の交付対象農地	
(7) 各種加算措置等	22
① 規模拡大加算	22
② 再生利用加算 (参考) 耕作放棄地の状況	23
③ 緑肥輪作加算	25
④ 集落営農の法人化支援 (参考) 集落営農を組織した場合の所得比較	26
(8) 農業者戸別所得補償制度推進事業 集落営農をはじめとする経営体育成に向けた取組支援 交付金の交付スケジュール	28
(9) 農業者戸別所得補償制度の実施体制 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する税制措置 (参考) 農業者戸別所得補償制度に加入した農家の対象作物ごとの助成額 (参考) 農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(水田) (参考) 農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(畑地)	30
<b>戸別所得補償制度の実施状況</b>	
(1) 平成23年度戸別所得補償制度支払状況	36
① 支払対象者数及び米の所得補償交付金の支払面積	36
② 水田活用の所得補償交付金の支払状況	37
③ 畑作物の所得補償交付金及び加算交付金の支払状況	38
④ 都道府県別支払状況	39
⑤ 作付規模別支払状況 (参考) 米価下落時(22年産)における水稲作付規模別の経営状況 (参考) 米の需給調整の実施状況	40
(2) アンケート調査結果	44
(3) 農業経営体の経営収支	45

# 戸別所得補償制度の導入の背景

# (1) 我が国農業・農村が直面する現実

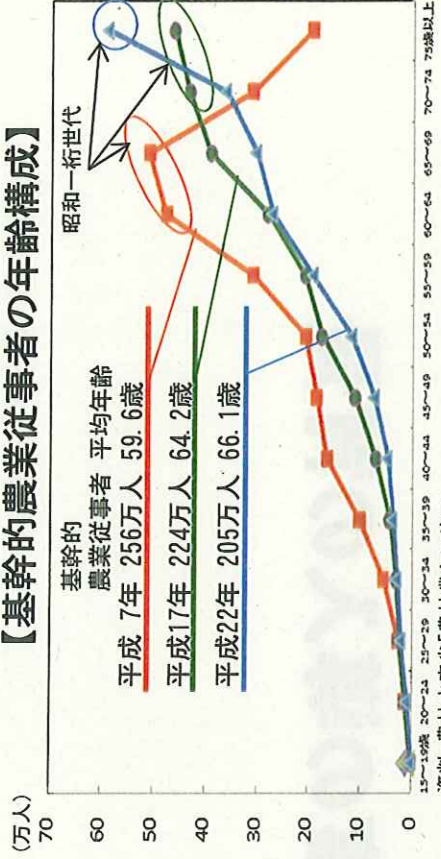
- 我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務。
- 一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として高騰。2012年は、米国の高温・干ばつの影響を受けて、大豆、とうもろこしは過去最高値を更新。

## 【農業所得の推移】



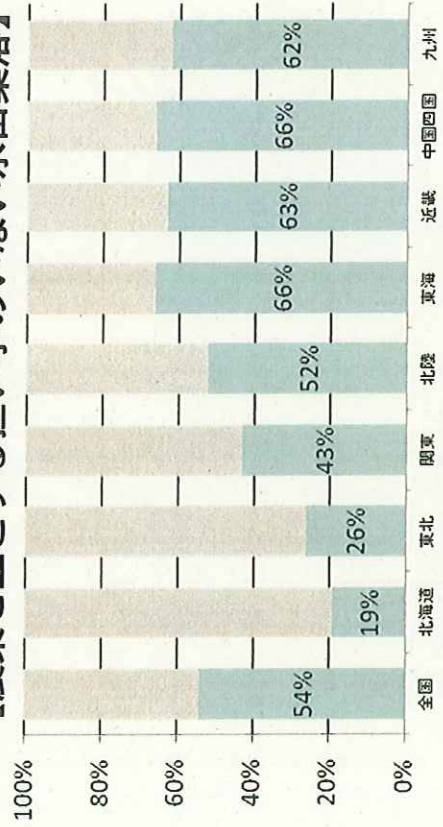
資料: 農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」  
 注: 農業純生産とは、「農業総生産ー固定資本減耗(減価償却引当額+災害額)ー間接税+経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

## 【基幹的農業従事者の年齢構成】



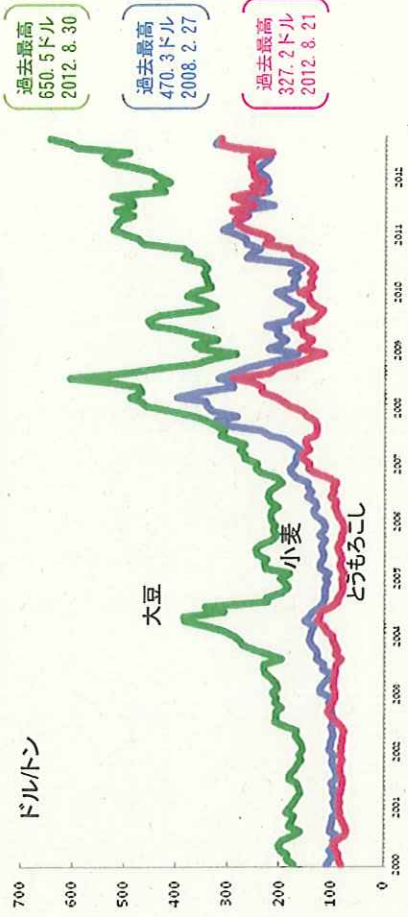
注: 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

## 【農業を主とする担い手のいない水田集落】



資料: 農林水産省「2010年農業センサス」(組替集計)

## 【穀物等の国際価格の動向】

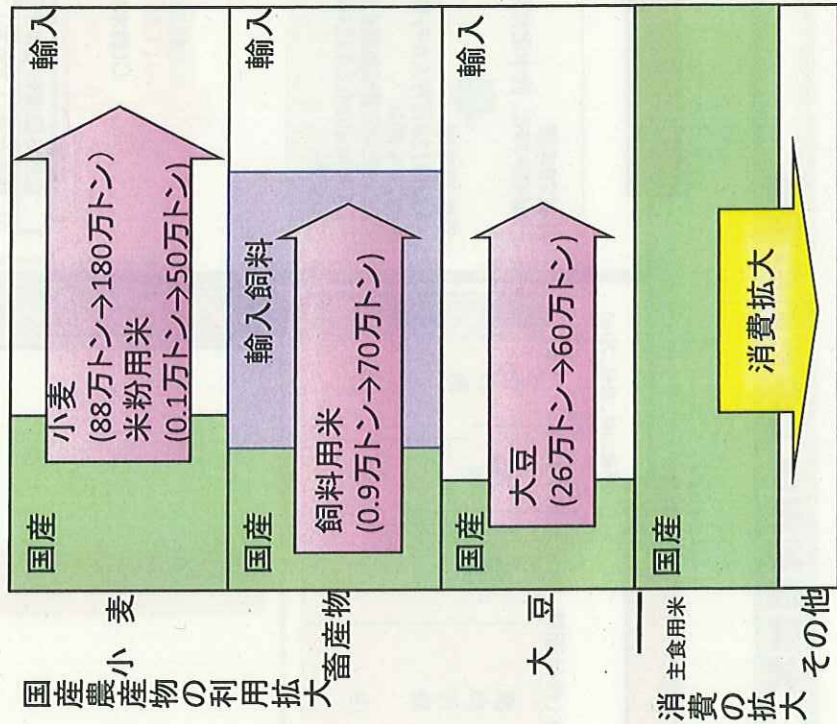
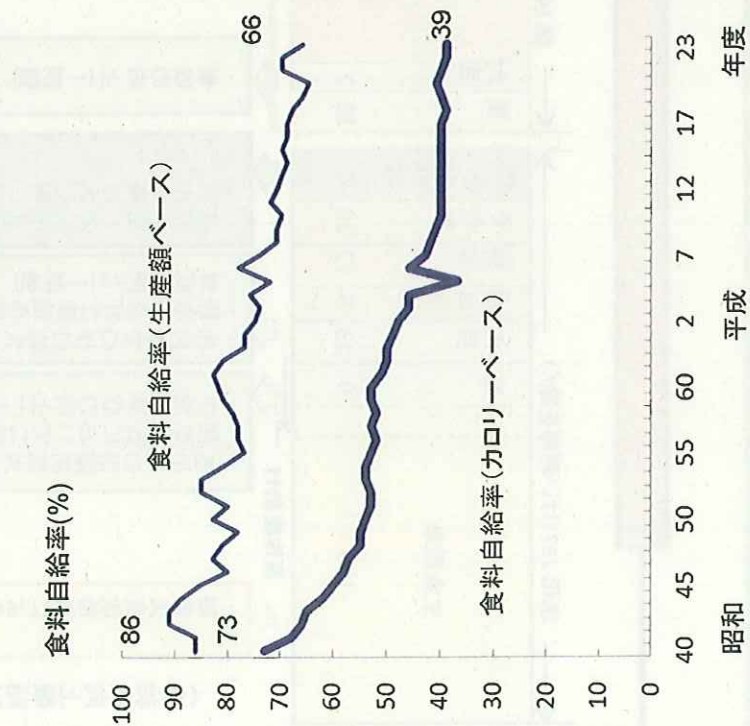


注: シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。(平成24年8月末現在)

## (2) 食料自給率向上のための取組

- カロリーベースの食料自給率39%は、主要先進国の中で最低の水準。近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向。
- 平成22年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げるという意欲的な目標を掲げたところ。
- 食料自給率の向上のためには、生産面、消費面の取組が必要であり、特に生産面では、農地を最大限活用し、米粉用・飼料用米、麦、大豆等の土地利用型作物の生産の拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保が重要。

### 【昭和40年以降の食料自給率の推移】



関係者の最大限の努力と  
政府の下支え

#### 共通

- ・戸別所得補償制度の導入、農業・農村の6次産業化等

#### 小麦

- ・パンなどの小麦製品について、国産小麦、米粉の使用割合を引上げ (0.1割→4割)

#### 畜産物

- ・飼料自給率の向上 (26%→38%)

#### 大豆

- ・豆腐、納豆などについて、国産食用大豆の使用割合を引上げ (3割→6割)

#### 主食用米

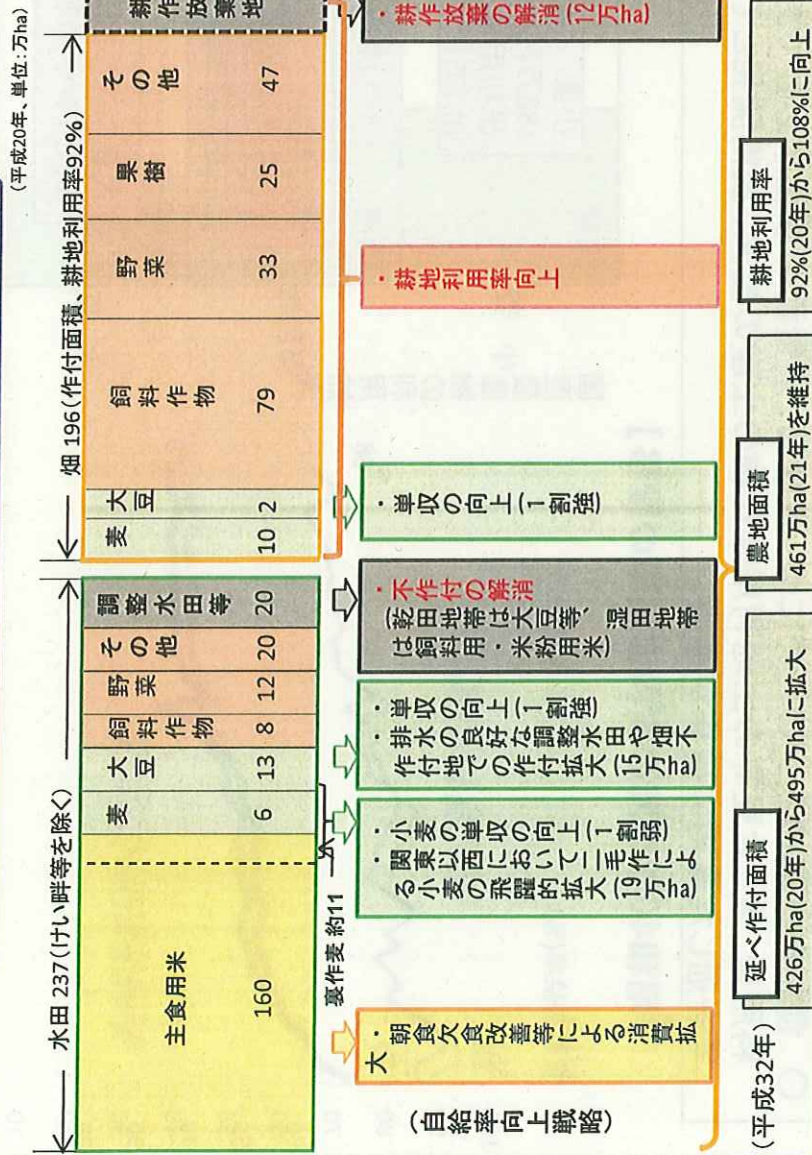
- ・朝食欠食1,700万人の改善等で米の消費拡大

#### その他

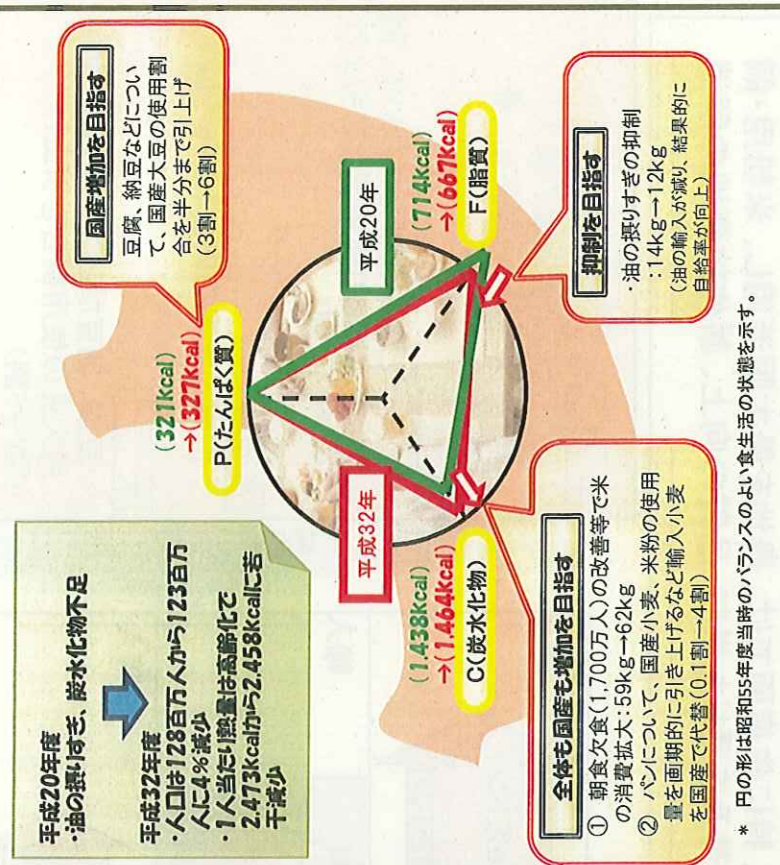
- ・輸出の促進(1兆円)
- ・油の摂りすぎの抑制

# 食料自給率向上のための戦略

## 農地利用からのアプローチ



## 消費面からのアプローチ



### (3) 多様な農業経営体の育成・確保

- 食料自給率目標の達成のためには、食料自給率向上効果の高い麦、大豆等の生産を拡大できるよう、生産力を確保することが重要。
- そのためには、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者の農業経営の安定を図りつつ、地域において、家族農業経営、小規模農家等も参加した集落営農、地域の雇用創出に寄与している法人経営など多様な農業経営体を育成・確保していくことが重要。



# (参考) 米政策の考え方について

## 従来の米政策

### 農家経営の安定

- 半強制的な米の需給調整と過剰時の市場隔離により米価水準の維持を図ることを基本

### 米の需給調整

- ① 需給調整参加者に対する転作支援のための助成と非達成地域へのペナルティにより推進
- ② 米価下落時に市場隔離を行ったことから非参加者の米価も維持され不公平感が増大

### 備蓄運営

- ① 主食用販売を原則とする回転備蓄方式（実態は飼料用米等への販売も実施）
- ② 実態は、売買が需給調整等の目的のために行われることが多く、生産者には「いずれは政府が何とかしてくれる」という過剰な期待感等を与え、流通業者は混乱

### 自給率の向上

- 麦・大豆等の作付支援は米の需給調整の達成者のみに限られ、麦・大豆等の自由な生産拡大を阻害

## 戸別所得補償制度の下での米政策

- 米の恒常的なコスト割れに着目し、**戸別所得補償として、制度的な手当**を行う（※）

- ① 米の戸別所得補償交付金の交付対象を生産数量目標に従った生産者として、**農家の主体的な経営判断**による対応を期す（ペナルティは課さない）
- ② **過剰時の政府買入れ**については、需給調整に参加する者としていない者の不公平感を醸成することから行わず

### ① 棚上げ備蓄方式

- ② 需給調整とは切り離すことを明確にし、生産者・流通業者などの関係者が予見可能な、市場に対してより透明性を確保した形で備蓄運営上必要な量の買入れや販売を計画的に実施

- 米の**需給調整と関係なく自由に麦、大豆等を生産拡大**できるようになり、**自給率向上に貢献**

(※) 農業者戸別所得補償制度の下では、豊作等により米価が下落した場合であっても、農家の所得は補償される。

# (4) 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画の概要

## 1 基本的考え方と7つの戦略

### 7つの戦略



## 2 速やかに取り組むべき重要課題

高いレベルの経済連携と食と農林漁業の再生、食料自給率の向上の両立



基本方針にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要。

・冷静な議論が行われるよう、必要な情報を開示。

・国民的議論を経て、個別の経済連携ごとに具体的な方策を検討。

# (参考) 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画 [抜粋]

## (平成23年10月25日 食と農林漁業の再生推進本部決定)

### II. 目指すべき姿と基本的考え方

#### 2. 基本的考え方

(2) 経営継承を円滑に行い、農林漁業の6次産業化等を担う人材を確保する。

特に、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。これを実現するため、担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する。

### III. 農林漁業再生のための7つの戦略

#### 【戦略1】競争力・体質強化 ～ 持続可能な力強い農業の実現 ～

##### (1) 新規就農の増大

① 基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳(平成22年)と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要である。このことから、青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進する。

また、地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を積極的に活用するため、農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して女性の参画を求めるなどの措置を講ずる。

② 経営の複合化・法人化、機械や技術の最適化、6次産業化など農業経営の多様な発展の道筋に対応して、農業経営者を客観的に評価する指標を策定する。また、これを優れた農業経営者の育成支援に向けた取組に活用する。

##### (2) 農地集積の推進

戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。

意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)への農地集積、分散した農地の連坦化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する。加えて、農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する。

さらに、農地集積を促進するため、すでに区画が整備されている水田のけい畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化を進める。以上のような農地集積のための取組や集落営農の推進などの方策を、地域の特徴に応じて組み合わせることにより、IIの「2. 基本的考え方」にあるとおり、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。

# 農業者戸別所得補償制度の概要

# (1) 平成25年度農業者戸別所得補償制度の概算要求額

① 農業者戸別所得補償制度（特会・一般）（所要額）6,901億円  
25年産についても、24年産と同じ仕組で実施

・ 畑作物の所得補償交付金  
（所要額）2,123億円  
小麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ、そば、なたねを生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付

・ 水田活用の所得補償交付金  
2,507億円  
水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を直接交付するとともに、産地資金により、地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上、地域振興作物の生産の取組等を支援

・ 米の所得補償交付金  
1,700億円  
米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付

・ 米価変動補填交付金（24年産）  
300億円  
24年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を直接交付

・ 加算措置（規模拡大加算等）  
（所要額）150億円  
経営規模を拡大した場合の規模拡大加算、畑の耕作放棄地に作付けした場合の再生利用加算、畑地輪作での休閑緑肥を導入した場合の緑肥輪作加算を措置

・ 推進事業等  
120億円  
集落営農の法人化、経営能力の向上、制度運営に必要な経費を措置するとともに、現場における事業推進や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成等（120億円の中には、予備費10億円を含む）

② 戸別所得補償経営安定推進事業

・ 持続可能な力強い土地利用型農業を目指すため、集落・地域での話し合いで地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地集積が円滑に進むよう措置

③ 中山間地域等直接支払交付金  
276億円

・ 条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利益を補正する交付金を交付

④ 農地・水保全管理支払交付金  
289億円

・ 地域共同による農地・農業用水等の保全管理や施設の長寿命化のための活動等を支援

⑤ 環境保全型農業直接支援対策  
26億円

・ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援

⑥ 甘味資源作物・国内産糖交付金等  
（所要額）505億円

・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付

⑦ 新規就農総合支援対策  
349億円

・ 青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、就業後の青年就農者への給付金の給付（青年就業給付金）、農業法人での実践研修への支援（農の雇用事業）等を実施

85億円

# (2) 農業者戸別所得補償制度の概要(平成25年度概算要求)

## 目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

## 対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

## 交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

## 畑作物の所得補償交付金

(2,123億円) 【水田・畑地共通】

対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦〔水田・畑地〕	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦〔水田・畑地〕	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	11,600円/ト
六条大麦〔水田・畑地〕	5,510円/50kg	そば〔水田・畑地〕	15,200円/45kg
はだか麦〔水田・畑地〕	7,620円/60kg	なたね〔水田・畑地〕	8,470円/60kg
大豆〔水田・畑地〕	11,310円/60kg		

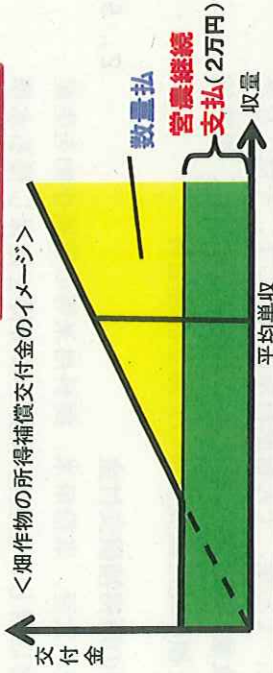
注1:小麦については、パン・中華麺用品種を耕作けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算  
 注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

## 【面積払(営農継続支払)】

前年度の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a

＜畑作物の所得補償交付金のイメージ＞



## 水田活用の所得補償交付金

(2,507億円)

【戦略作物助成】 【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

## 米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,700億円)

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金】(300億円(24年産))

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

## 加算措置等

加算措置  
150億円  
推進事業等  
120億円

### 品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

### 規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

### 再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを耕作けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

### 緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培し、すき込む場合(休閑緑肥)に、1万円/10aを交付

### 集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

### 推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成等

### (3) 畑作物の所得補償交付金

- 対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、全国一律単価で交付。
- 農業者の単収増や品質向上の努力が反映されるよう、数量払と面積払を併用することとし、交付金の支払いは数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を前年の生産面積に基づき面積払で先に交付。
- 出荷・販売数量が明らかとなった段階で、数量払の額を確定し、先に交付された営農継続支払の金額を差し引いた額を追加で交付。

#### 【交付対象者】

対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

#### ① 数量払

##### 【交付対象数量】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

(注) 種子用麦、ビール用麦、種子用大豆、黒大豆などは対象外

- ※ 交付対象数量が、対象作物ごとに設定した生産数量目標の2分の1に満たない場合は、理由書を提出（自然災害等の合理的な理由がない場合は、営農継続支払の交付金を返還）

##### 【平均交付単価(全国一律)】

- 全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位重量当たりの単価で設定  
また、品質向上のインセンティブとなるよう、品質加算による単価を設定
- ※ 営農継続支払を受けた者は、その交付額を控除して支払う

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦
6,360円／60kg	5,330円／50kg	5,510円／50kg	7,620円／60kg
大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	そば
11,310円／60kg	6,410円／t	11,600円／t	15,200円／45kg
			なたね
			8,470円／60kg

## (参考) 品質加算による交付単価

- 麦、大豆等の畑作物は、
  - ① 地域間や生産者間の品質の格差が大きい一方で、
  - ② 加工原料として使用され、輸入品との競合から販売価格が低く抑えられており、市場評価だけでは品質向上のインセンティブが働きづらいという特性がある。
- このため、国産畑作物の需要拡大に向けて、数量払の交付単価に品質による格差(品質加算)を設けることにより、需要に即した生産と品質に対する営農努力を適正に反映させる仕組としている。

### 【品質加算を含めた数量払の交付単価】

- 【小麦】
  - ① たんばく買含有率が一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに加算
  - ② 新たな需要開拓に向けて、収量性の劣るパン・中華麺用品種に一定の加算

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円				
〔平均単価: 6,360円〕					5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク:たんばく質の含有率等の違いで区分

※ **パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。**

### 【大麦・はだか麦】

粒の白度やたんばく買含有率が一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに加算

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円
六条大麦 (50kg当たり)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円
はだか麦 (60kg当たり)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク:白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

〔 平均単価  
二条大麦:5,330円、六条大麦:5,510円、はだか麦:7,620円 〕

【品質加算を含めた数量私の交付単価(つづき)】

【大豆】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに加算

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

〔平均単価:11,310円〕

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ、きなこと等製品の段階において、大豆の原形をとめない用途に使用する大豆

【てん菜】

糖度が高いものほど高く取引されているため、糖度に対応して加算

(円/t)

品質区分(糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

糖度:てん菜の重量に対するショ糖の含有量

〔平均単価:6,410円〕

【でん粉原料用ばれいしよ】

でん粉含有率が高いものほど高く取引されているため、でん粉含有率に対応して加算

(円/t)

品質区分(でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	18.0%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしよ	▲64円	11,600円	+64円

でん粉含有率:ばれいしよの重量に対するでん粉の含有量

〔平均単価:11,600円〕

【そば】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これを反映した検査成績ごとに加算

(円/45kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等	規格外・未検査
そば(45kg当たり)	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

〔平均単価:15,200円〕

【なたね】

エルシン酸を含まず油分含有率の高い三品種について加算

(円/60kg)

品質区分(品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね(60kg当たり)	8,680円	7,940円

〔平均単価:8,470円〕

## ② 営農継続支払

【交付対象面積】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたねの前年産の生産面積

(注) 営農継続支払については、畑における作付面積の確認体制等の実務的な課題があることを踏まえ、当面は、**前年産の生産面積(農業者の数量払の交付対象数量を都道府県の実単収で換算した面積)に基づき支払うこととする**

なお、当年産の生産数量目標を都道府県の平均単収で換算した面積の方が小さい場合には、その面積が交付対象となる

【交付単価】

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

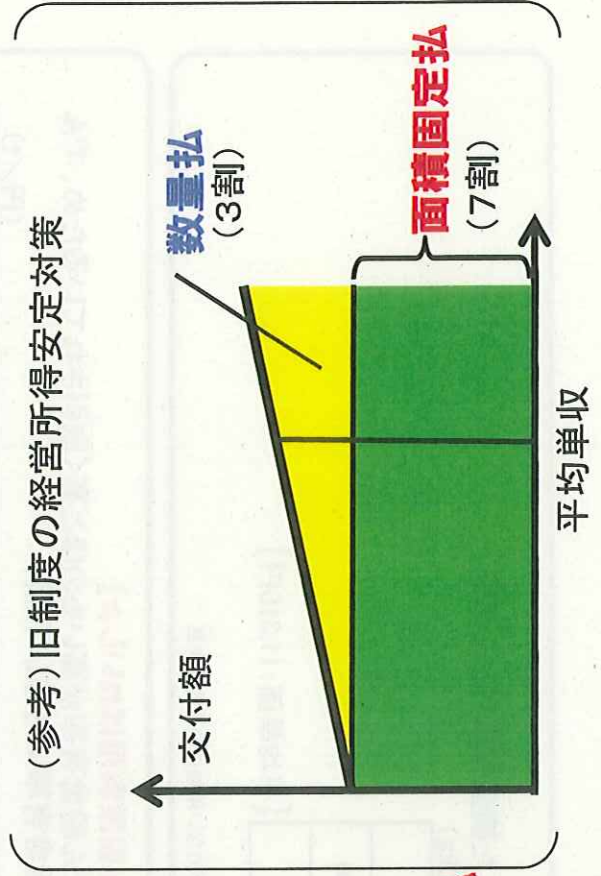
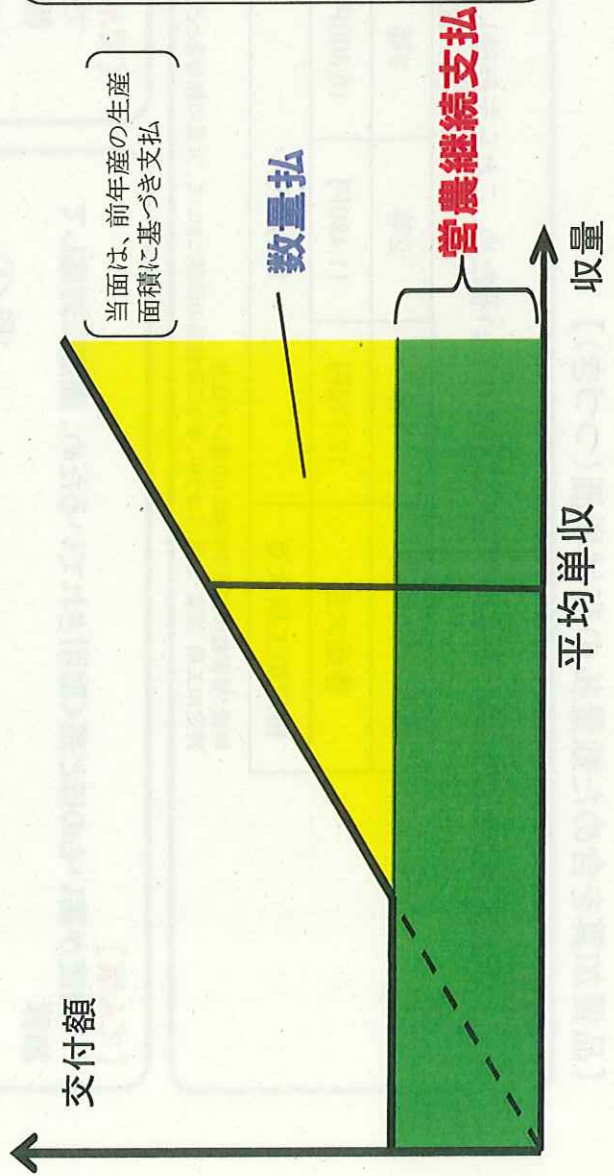
**2.0万円 / 10a (畑作物共通)**

※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われる

【交付対象者】

数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

### <畑作物の所得補償交付金のイメージ>



## (4) 水田活用の所得補償交付金

- 食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金(全国統一単価)を面積払で直接交付。
- 産地資金により、地域の实情に即して、戦略作物の生産性向上の取組等を支援。

### 【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

### 【交付単価】

#### ① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

※ 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件

※ 新規需要米、加工用米については、当年産の出荷・販売数量が当初契約数量の8割に満たない等の場合は、理由書を提出(自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付対象とならない)

#### ② 二毛作助成 15,000円/10a

(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作)

#### ③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組)

### 【産地資金】

- 地域の实情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物の生産の取組等を支援
- 資金の活用に当たっては、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能

### <産地資金の基本的運用>

- ・ 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県が助成対象作物・単価等を設定
- ・ 都道府県の判断によっては、地域段階の協議会に枠を配分し、それぞれで支援内容を設定することも可能
- ・ 交付金は国から農家に直接交付

### <水田における用途の例>

- ・ 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- ・ 集落営農に対する支援
- ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物(野菜・花き等)に対する支援
- ・ 備蓄米に対する支援 等

### <畑地における用途の例>

- ・ 単収、品質の安定・向上に向けた新品種、技術導入に対する支援

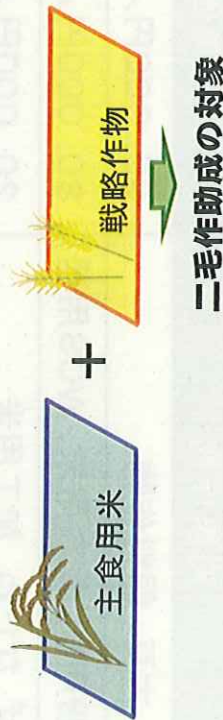
## (参考) 二毛作助成のパターン

○ 麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作に対して、作付面積に応じて助成する。

### 【助成対象】

以下の①、②に該当するものを対象とし、作付面積に応じて15,000円/10aを助成する

#### ① 主食用米と戦略作物の組み合わせ



#### ② 戦略作物同士の組み合わせ



※ どちらの作物を戦略作物助成、二毛作助成の対象とするかは農業者の判断とし、営農計画書において申請する

※ 前作、後作で耕作者が異なる場合においても、いずれか一方を戦略作物助成の対象、もう一方を二毛作助成の対象とする

※ 戦略作物助成と同様、出荷・販売契約等の締結、出荷・販売が必要

### 対象となる作付けパターン(例)

作付けパターン	交付金額 (10a当たり)
主食用米 + 麦	(米所得補償) + 1.5万円
主食用米 + 飼料用米	(米所得補償) + 1.5万円
大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
なたね + そば	2万円 + 1.5万円
米粉用米 + 麦	8万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	8万円 + 1.5万円

### 対象とならない作付けパターン(例)

作付けパターン	交付金額 (10a当たり)
大豆 + 野菜	3.5万円
麦 + 野菜	3.5万円
米粉用米 + 野菜	8万円

## (参考) 耕畜連携助成

- 耕種農家と畜産農家の連携を推進し飼料生産の拡大を図るため、飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を行う場合に、取組面積に応じて助成する。

### 【助成対象】

以下の取組を行う面積に応じて13,000円/10aを助成

(①～③の取組の同一ほ場での重複助成は不可)

#### ① 飼料用米生産水田の稲わらの飼料利用



〈取組要件〉

- 子実及び稲わらが飼料又は飼料の種苗として利用されること等

#### ② 粗飼料生産水田での放牧



〈取組要件〉

- 放牧頭数が成牛換算で2頭以上 (ha当たり)
- 延べ放牧日数が180頭日以上 (例: 2頭 × 90日 = 180頭日) 等

#### ③ 粗飼料生産水田への堆肥の散布

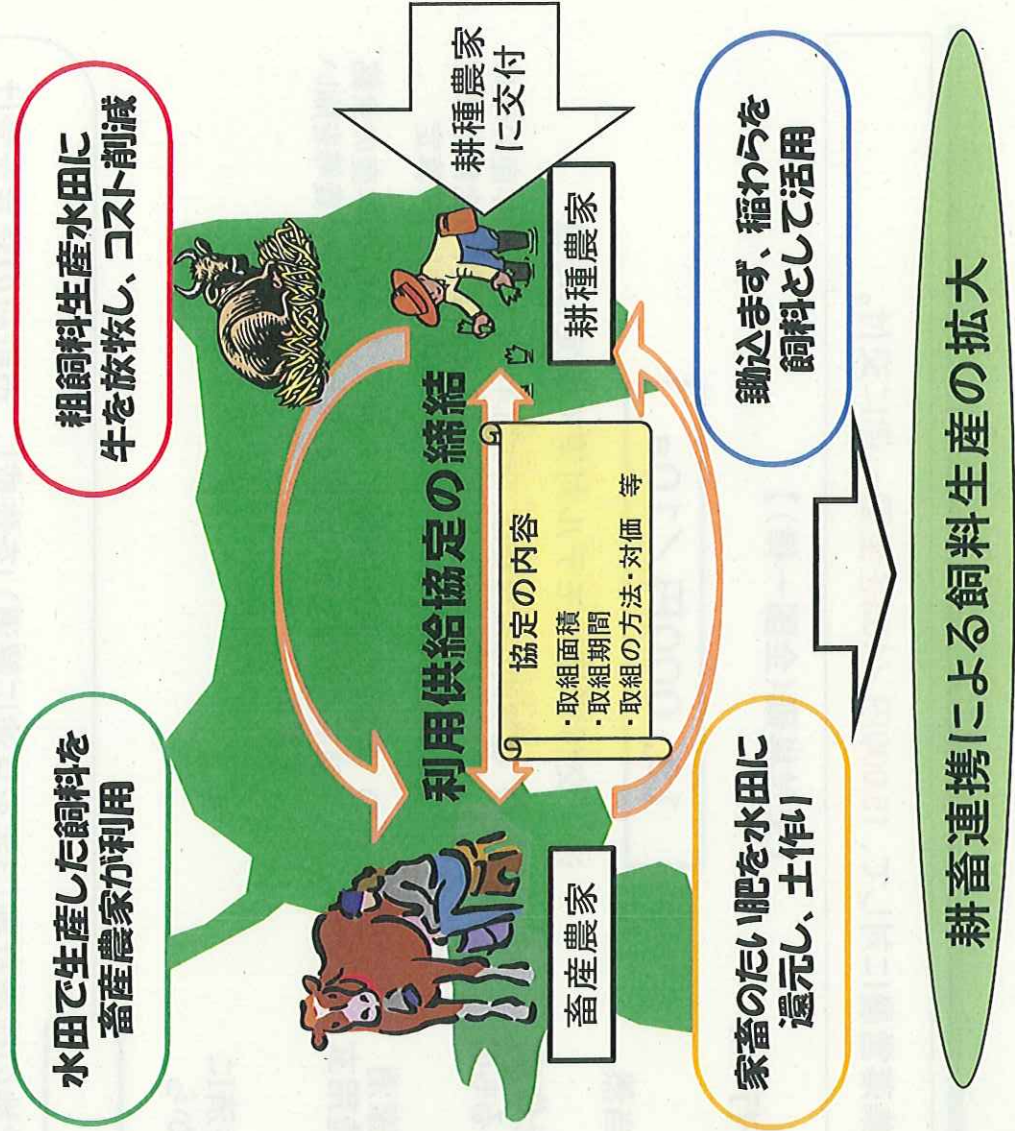


〈取組要件〉

- たい肥は水田粗飼料作物を給与した家畜由来のものであること
- 自己のたい肥でないこと
- 自己の散布でないこと
- 散布量が2t/ha又は4立米/10a以上であること 等

### 【交付対象者】

耕畜連携の取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者(耕種農家)



## (5) 米の所得補償交付金

○ 米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、**15,000円/10aを全国一律**に交付。

### 【交付対象者】

米の生産数量目標(面積換算値)に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積以下の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

### 【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

### 「調整水田等の不作付地の改善計画」

- 調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画(3年を目途に解消)」を作成し、市町村の認定を受け必要(24年度までに認定を受けた者は、25年度に新たに発生した不作付地のみ作成)
- ※ **改善計画の達成予定年までに作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な場合、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田から除外(ただし、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)において、地域の中心となる経営体に集積する農地(結びつきができていないものも含む)として位置付けられたもの等を除く)**

- 地域農業再生協議会における不作付地の解消に向けた取組、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)による農地集積の取組などとセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進

### 【交付単価(全国一律)】

**15,000円/10a**

※ 交付単価はモデル対策で算定した額

- 標準的な生産費は、平成14年度から20年度の米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の8割について中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、平成18年から20年度の全銘柄平均の相対取引価格の平均から流通経費等を除いて算定

## (6) 米価変動補填交付金

- 米については、米の所得補償交付金と合わせて、標準的な生産費を補償するものとして米価変動に対応するための補填交付金を措置。
- 交付金の算定については、モラルハザードを防止する観点から、米のモデル事業と同様に、全国銘柄平均の相対取引価格を使用。
- 価格をとる期間をできるだけ長くし、各年度の価格変動を適切に反映するため、**当年産の販売価格は3月までの平均価格を使用する。当年産の販売価格が標準的販売価格を下回った場合には、交付金は翌年度の5～6月頃に支払う。**

### 【対象対象者】

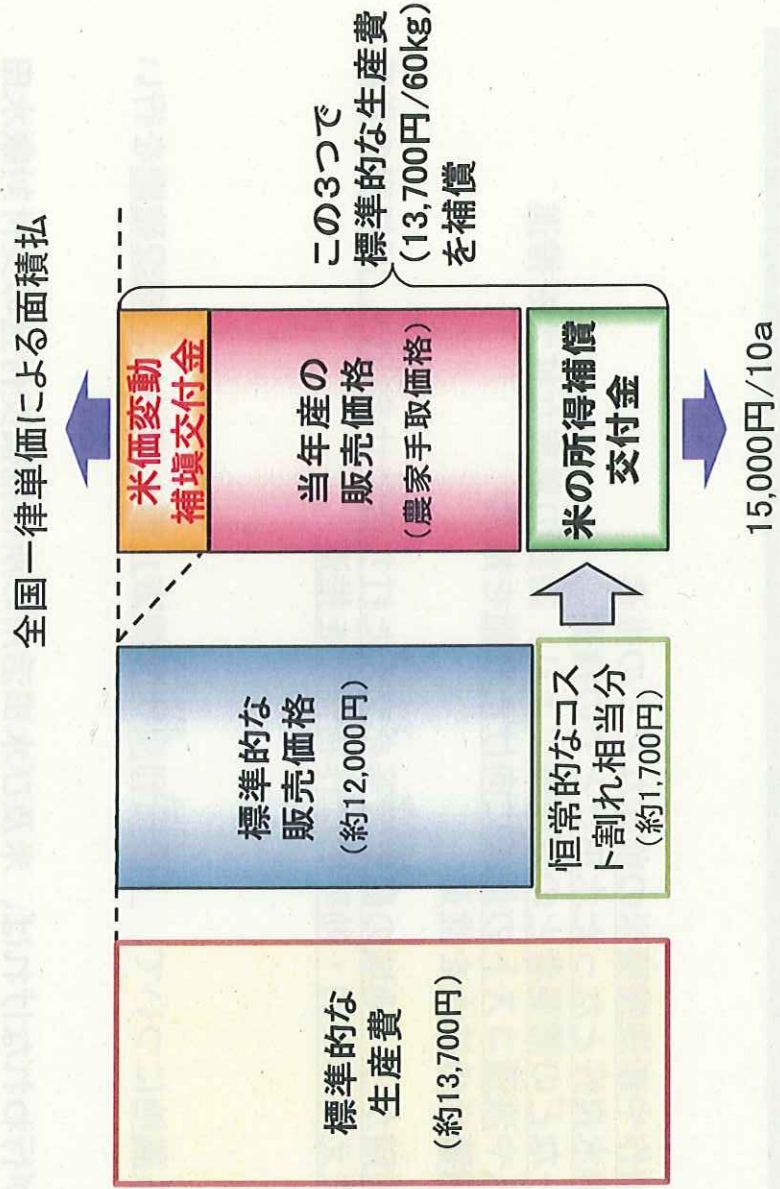
米の所得補償交付金の交付対象者

### 【交付対象面積】

米の所得補償交付金の交付対象面積

### 【補填金交付単価】

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」(平成18年から20年産の全銘柄平均の相対取引価格の平均から流通経費を除いた価格)を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定



# (参考) 平成25年度に向けた生産現場での推進の強化

## 1 戦略作物等の生産拡大

- ① 麦については、田植え時期の遅い水稻品種の前作や新規需要米の前作などでの推進
- ② 大豆については、麦の跡作、基盤整備により排水良好となった水田などでの推進
- ③ 米粉用米については、地元の二次加工メーカーなどの需要者との連携等により、需要の着実な拡大を推進
- ④ 飼料用米等については、多収性専用品種の導入や流通コストの低減に向けた取組を推進
- ⑤ 新規需要米のほか、主食用米並み価格である備蓄米の拡大を推進

※ 地域農業再生協議会においては、本秋の早い段階から、地域の農業者等を交えた打ち合わせを行い、25年産の営農計画の検討を進める際に、地域の販売戦略を踏まえた体系的・効率的な作物作付を推進

## 2 不作付地の活用推進

- ① 本秋以降、まずは、改善計画が提出されている農地について、「農地利用状況調査」等と連携し、現況確認を行うつつ、個々に利用増進の指導を実施
- ② 改善計画を提出している農業者に対して、
  - ・ 改善計画の達成予定年の翌年までに作付けが行われなければ、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田から除外されること
  - ・ ただし、人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体に集積される農地（結びつきができていないものも含む）として位置付けられたもの等については、交付対象水田を維持できることを周知
- ③ 人・農地プランの農地利用図で、不作付地を明確化し、条件のよい場合は、地域の中心となる経営体等とマッチング、条件の悪い場合はどうしていくのか議論を展開し、平成25年産の戦略作物等の生産拡大につなげる

## 3 地域の話し合いによる水田利用の推進

- 人・農地プランの作成に向けた徹底的な話し合いを進める中で、不作付地の活用、二毛作の実施などについても協議していくことが必要

# (参考) 米と戦略作物における所得比較(10アール当たりのイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入 ①	戸別所得補償交付金 ②		収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)
		うち 畑作物	うち 水田活用				
小麦	10	79	35	89	47	42	5
大豆	15	73	35	88	45	43	9
米粉用米	25	80	80	105	66	39	27
飼料用米	3	80	80	83	66	17	27
わら利用の場合	3	93	93	96	66	30	27
そば	25	43	20	68	27	41	5
なたね	38	52	20	90	37	53	8
主食用米 (需給調整参加)	113	15	-	128	88	40	27
主食用米 (需給調整非参加)	113	-	-	113	88	25	27

注1: 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、平成21年産生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定。

注2: 米粉用米、飼料用米

ア) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg)、現物弁済米の米粉用米への販売価格、飼料用米1,200円/60kg(20円/kg)、MA米の売渡価格の平成21年の10月～12月時点の価格)を用いて試算。

イ) 単収は、米粉用米530kg/10a、飼料用米650kg/10aで試算。

ウ) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kgで試算。

注3: そばの販売収入は、平成21年度国産そば取引価格(北海道中間3等)を用いて試算。

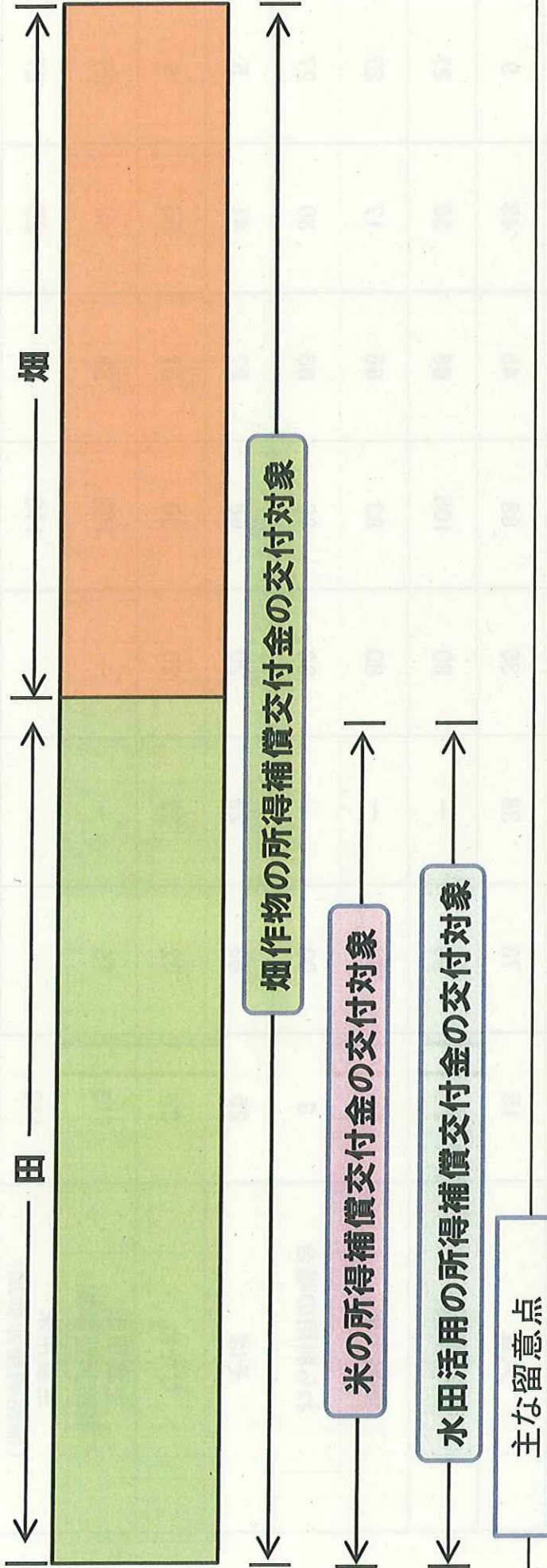
注4: なたねの販売収入は、平成21年度全農売渡価格を用いて試算。

注5: 面積当たり経営費は、平成21年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地代を控除。さらに、米粉用米・飼料用米は、主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除。

注6: 労働時間は「平成21年産生産費統計」

## (参考) 各交付金の交付対象農地

- 農業者戸別所得補償制度では、主食用米を対象とした米の所得補償交付金、麦・大豆等の畑作物を対象とした畑作物の所得補償交付金、水田で主食用米から麦・大豆等への作付転換を進めるための水田活用の所得補償交付金を措置。
- これらの交付金を適切に支払うためには、田・畑別に交付金の交付対象となる農地を明確にすることが必要。



### 主な留意点

※ 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田は、平成22年度のモデル対策以前の生産調整対策において助成対象水田として整理されたものが基本。

【新規開田の扱い】

米の消費が減少する中では、今後も新規開田の抑制は必要。このため、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象外とする。

【畑地の米の扱い】

田での需給調整の実効性を確保するためには、畑地での米生産は基本的に行うべきでない。このような観点から、米の所得補償交付金については交付対象外とすることが基本。

【耕作放棄地の扱い】

米の消費が減少する中では、これらの農地を復田することは適当ではない。このため、復旧する際には畑利用を前提とし、畑作物の所得補償交付金の交付対象に限定することを原則とする。

## (7) 各種加算措置等

### ① 規模拡大加算

- 我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要。
- このため、公的な機関（農地利用集積円滑化団体）が農地の出し手と受け手の間に入って、**面的集積（連坦化）された農地に利用権を設定し経営規模を拡大**した場合に、加算金を交付。

#### 【対象農地】

- ・ 戸別所得補償制度加入者が、**農地利用集積円滑化事業**により、面的集積（連坦化）するために新たに利用権設定（設定期間6年以上）をした農地

#### ※ 特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず特例措置として交付対象とする。

※ 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととする。

#### 【交付単価】

2万円/10a

- ・ **利用権設定面積**に応じて、設定した年度に交付

## ② 再生利用加算

- 自給率向上のためには、耕作放棄地を解消し、麦・大豆等の戦略作物の生産を行うことが重要。
- このため、地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画(再生利用計画)に従って、**畑の耕作放棄地に自給率向上効果の高い麦、大豆、そば、なたねを作付けて、その生産の定着・拡大を図る取組に支援を行う。**

### 【対象農地】

- ・ 市町村・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ・ 市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

### 【交付対象者】

畑作物の所得補償交付金の加入者のうち、再生利用計画に掲載された対象農地に、麦、大豆、そば、なたねを作付けて営農を継続することが確実と認められるもの

### 【耕作放棄地の再生利用計画の策定】

地域農業再生協議会は、毎年3月までに、対象農地に関する情報を取りまとめた「耕作放棄地の再生利用予定リスト」を作成し、そのリストに基づき、農業者とマッチングできた耕作放棄地の情報を取りまとめ、生産年の6月30日までに「再生利用計画」を作成

### 【交付単価】

平地・条件不利地(中山間地域等直接支払制度の対象農地)の条件に応じて設定し、**最長で5年間**交付

	平地	条件不利地
畑	2.0万円/10a	3.0万円/10a

※ 障害物の除去、深耕、整地等が必要な場合は、耕作放棄地再生利用対策で別途支援

# (参考) 耕作放棄地の状況

- 農林業センサスによると、不作付けとなると、水張り等により常に耕作可能な状態で維持されている「休耕地」と、所有者に耕作の意思がなく、草刈り、障害物除去、地力増進等を行う必要があり、直ちに作付困難とされる「耕作放棄地」が存在。
- これらのうち、「耕作放棄地」については、畑利用による麦、大豆、そば及びなたねの作付を促すため再生利用加算で支援。



注: 田畑別の面積は推計値

### ③ 緑肥輪作加算

○ 豆類が栽培できず3年輪作しかできない北海道のオホーツク海沿岸地帯などの畑において、**輪作作物の間に1年休んで緑肥(休閒緑肥)を導入**する場合には加算を行うことにより、畑作経営の安定と対象作物の生産力の向上を図り、持続可能な輪作を推進するための緑肥輪作加算を措置。

#### 【交付対象者】

畑において、休閒緑肥(対象畑作物の生産力の向上のため、同一年度内に他の作物の収穫・販売を行わずに、緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑に鋤込むもの)に取り組む者

#### 【対象となる緑肥作物】

青刈りトウモロコシ、エンバク、イタリアンライグラスなどの地力の維持・向上効果が高い作物

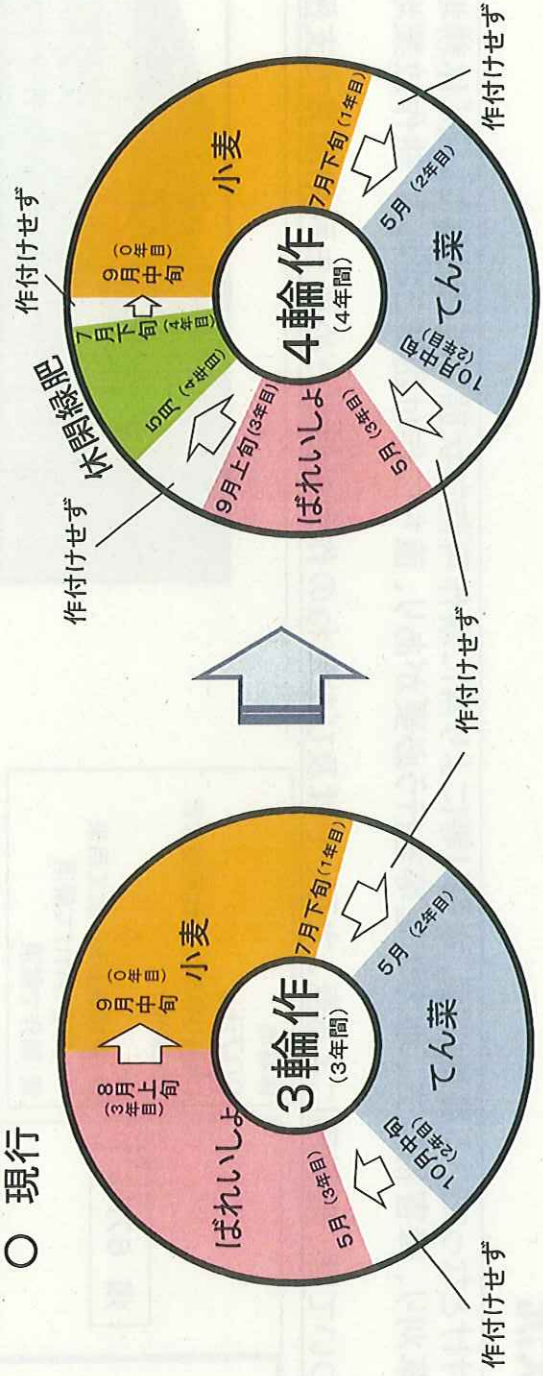
#### 【交付対象面積】

休閒緑肥を導入した畑であって、前年度に畑作物の所得補償交付金の対象作物が栽培されたものの面積

#### 【交付単価】

1.0万円/10a

#### ○ 現行



## ④ 集落営農の法人化支援

- 集落営農は、中山間地域や小規模農家が多い地域等で地域の担い手としての役割を果たしているが、任意組織であり、麦・大豆等の自給率向上に向けた生産基盤の確保、地域農業の持続的な発展のためには、将来に向けて持続性のある経営体へと育成することが重要。
- このため、**集落営農の法人化に対する事務費の助成**や**集落営農の経理事務担当者**を育成するなどにより、集落営農の法人化を支援（農業者戸別所得補償制度推進事業のメニューとして実施）。

### 1 法人化した集落営農に対する事務費支援

#### 【対象組織】

集落営農（任意組織）から法人化した組織（任意組織を経由せず直接法人化した集落営農法人を含む。）

#### 【助成額】

1 法人当たり

**定額40万円**

※ 平成23年4月1日以降に法人登記した組織が対象

### 2 集落営農の法人化等のための支援活動

- ① 市町村、農協等農業再生協議会のメンバーが行う集落営農の法人化等に向けた合意形成活動を支援
- ② 集落営農の経理事務担当者等の育成のための経理・税務等に関する研修会に要する経費を支援

（参考）集落営農が法人化した場合の経営上のメリット

- ・ 農地の権利を取得することができ、安定的な農地利用が可能となります。
- ・ 対外的な信用力が高まり、加工・直売にも有利です。
- ・ 新たな人材の雇用により、組織の継続性を確保することができます。
- ・ 経理が明確になることで、各構成員にコスト意識が芽生え、経営の効率化が進めやすくなります。

## (参考) 集落営農を組織した場合の所得比較

- 農業者戸別所得補償制度では、個々の経営内容にかかわらず、全国一律の単価で交付されるため、個別経営よりも、集落営農により効率的な経営を行う方が農家1戸当たりの所得が増大。

### 個別経営 (小規模な農家)

経営面積 1ha (水田: 米 0.6ha、大豆 0.4ha)

米	67.6万円
大豆	8.6万円
計	76.2万円 …①

#### 販売収入

米	7.5万円 (※1)
大豆	29.3万円 (※2)
計	36.8万円 …②

#### 補助金収入

収入計 (①+②) 113.0万円 …③

#### 農業経営費

88.6万円 …④

#### 所得

(③-④) **24.4万円**

### 集落営農経営 (同様の経営状態の農家20戸で集落営農を組織した場合)

経営面積 20ha (水田: 米 12ha、大豆 8ha)

米	1,351万円
大豆	172万円
計	1,523万円 …①

#### 販売収入

米	179万円 (※1)
大豆	586万円 (※2)
計	765万円 …②

#### 補助金収入

収入計 (①+②) 2,288万円 …③

#### 農業経営費

1,052万円 …④

#### 所得

(③-④) 1,236万円  **61.8万円** 一戸当たり所得

※1 米の所得補償交付金: 1.5万円/10a (自家飯米分10aは対象外)

※2 水田活用の所得補償交付金: 3.5万円/10a、畑作物の所得補償交付金: 3.83万円/10a (11,310円/60kg × 203kg/10a (平均単収))

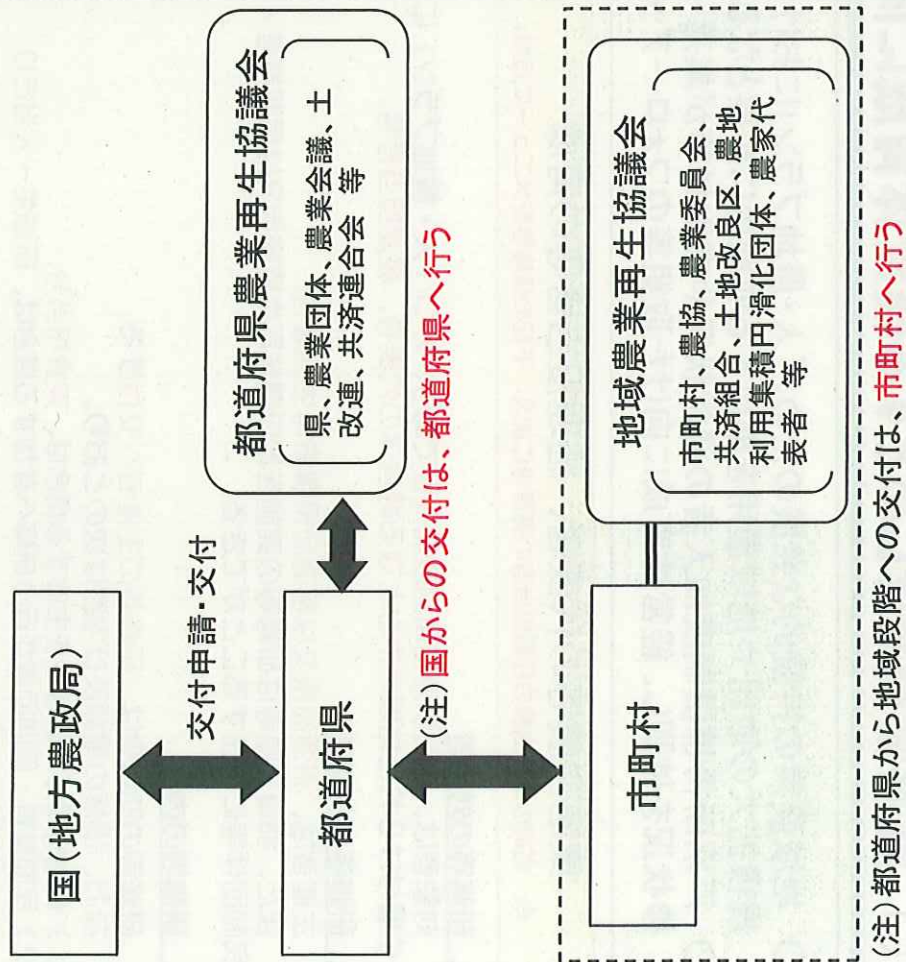
注1: 販売収入は、平成21年産生産費統計(全階層平均、主産物)より算定。

注2: 農業経営費は、平成21年産生産費統計(物財費等)より算定。

## (8) 農業者戸別所得補償制度推進事業

- 農業者戸別所得補償制度においては、農家の申請書類の受付、作付面積等の確認事務については地域センターが、市町村、地域が農業再生協議会の構成メンバーの協力を得て行うこととし、そのために必要となる経費については農業者戸別所得補償制度推進事業で支援。
- また、集落営農の法人化に必要な事務費助成、集落営農の経理処理など農業者の経営能力の向上を図るための取組等を支援。

### 推進事業の仕組



### 推進事業等のポイント

#### <都道府県段階>

- ・ 農業者戸別所得補償制度の普及・推進活動
- ・ 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の検討
- ・ 産地資金の要件の検討
- ・ 集落営農等の代表者、経理担当者等の育成
- ・ 農地集積、耕作放棄地の解消のための指導・助言 等

#### <市町村(地域)段階>

- ・ 農業者戸別所得補償制度の普及・推進活動
- ・ 対象作物の農業者別生産数量目標の設定ルール等の検討
- ・ 農業者に対する説明、交付申請書や営農計画書等申請書類の配布・回収
- ・ 対象作物の作付面積等の確認
- ・ 農業者の作付面積等のデータ入力処理
- ・ 産地資金の要件の検討
- ・ 農地集積、耕作放棄地の解消のための推進活動
- ・ 集落営農の法人化支援
- ・ 地域における経営体育成の取組等のフォローアップ 等

#### <国段階>

- ・ 農業者戸別所得補償制度の普及・推進活動
- ・ 直接支払に伴う内容審査、システム入力処理
- ・ 交付金の支払 等

# ○ 集落営農をはじめとする経営体育成に向けた取組支援

- 地域農業の持続的な発展のため、「人・農地プラン」における地域の中心となる経営体が地域農業を担っていく際に必要な規模拡大の取組や地域雇用を創出する取組等に必要となる能力を研鑽する場合に支援。
- 戸別所得補償制度加入者の経営状況や市町村等が集落・地域の徹底した話し合いにより作成する「人・農地プラン」の進捗状況を確認し、経営体育成に向けた取組等のフォローアップを実施。

## 集落営農等の代表者、経理担当者等の育成

※ 従前の集落営農の経理担当者の講習等に加え、下記の研修等をメニューに追加。

1. 研修等の対象者  
対象者は、戸別所得補償制度加入者であり、かつ「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体の代表者、経理担当者等。
2. 研修等の主催者  
主催者は、都道府県又は都道府県農業再生協議会。  
また、都道府県等は研修等の実施を地域農業再生協議会又は民間業者・民間団体等に委託することができる。
3. 研修等の内容  
研修等の助成金は、研修等の主催者へ交付する。  
なお、研修の種類及び内容は次のとおり。  
(1) 都道府県等が研修等を主催する場合は、実費相対分  
(2) 民間業者・民間団体が行う研修へ参加する場合は、研修生一人当たり30,000円が上限

区分	内容
①経理（税務）研修	決算報告書の作成、簿記帳、申告手続等
②生産管理研修	生産履歴の管理、生産計画の策定、購買管理等
③労務管理研修	就業規則作成、賃金管理、社会保険、福利厚生等
④マーケティング研修	ニーズの把握、広告・宣伝、販路開拓 等
⑤機械等技術習得研修	機械操作の安全確保、特殊免許の習得、機械操作の習得、機械の点検整備 等
⑥経営診断	中小企業診断士等による経営診断
⑦その他の研修	その他、都道府県等が認める研修

## 地域における経営体育成の取組等のフォローアップ

1. フォローアップの実施主体  
実施主体は、市町村又は地域農業再生協議会等。  
また、市町村等はその業務の一部を民間団体等へ委託することができる。
2. フォローアップシートの作成  
戸別所得補償制度加入者の経営状況や集落・地域の徹底した話し合いにより作成する「人・農地プラン」の進捗状況を確認するため、毎年12月末日時点の状況で、「フォローアップシート」を作成する。
3. フォローアップの実施  
市町村等はフォローアップシート等により、必要なフォローアップを実施する。  
また、国及び都道府県等も市町村等と協力して地域のフォローアップを支援する。
4. フォローアップシートの提出  
フォローアップシートを作成したときは、都道府県を経由して2月末日までに地域センターへ報告する。

# 交付金の交付スケジュール

## ① 交付金に関するスケジュール(想定)

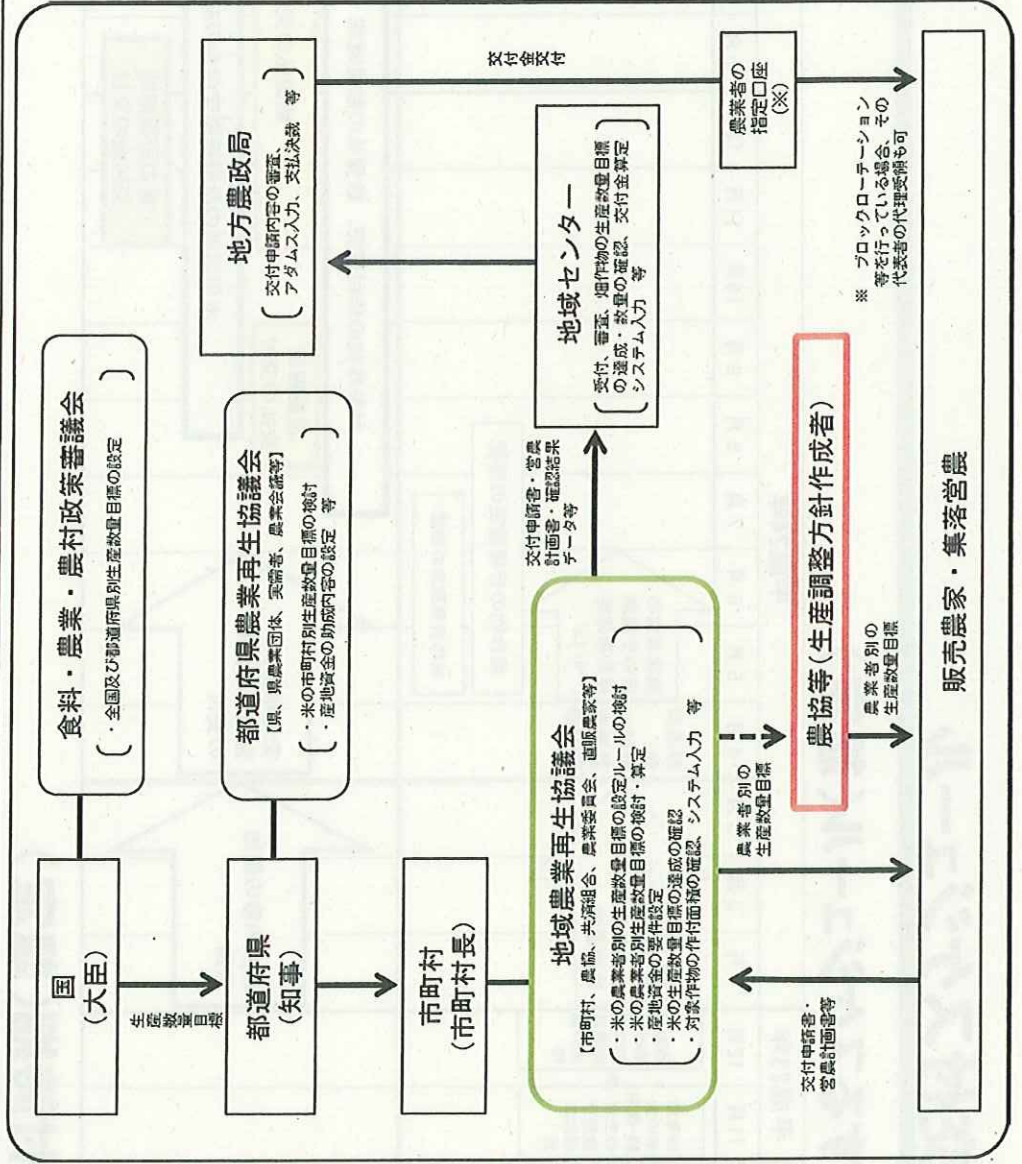
			平成23年					平成24年					平成25年										
			11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
生産数量目標の設定	24年度米の全国・県別の生産数量目標の決定	市町村別の米生産数量目標の通知	農業者別の米の生産数量目標の通知	都道府県・地域・農業者間の調整	農業者別の米の生産数量目標確定(→6/15)	畑作物の目標設定の確認	米の目標設定の確認																
	申請手続交付金の交付	制度内容の周知活動	交付申請書、営農計画書等の受付	対象作物の作付確認、数量払の数量確認	営農継続支払の交付	数量払の交付	水田活用の所得補償交付金の交付	米の所得補償交付金の交付															米価変動補填交付金の交付

## ② 交付金の交付時期(想定)

- ① 畑作物の所得補償交付金
    - ア 営農継続支払
    - イ 数量払
      - うち 麦、なたね、そば
      - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ
  - ② 水田活用の所得補償交付金
  - ③ 米の所得補償交付金
  - ④ 米価変動補てん交付金
- : 生産年 8月 ~ 9月頃  
 : 生産年 10月 ~ 12月頃  
 : 生産年翌年 1月 ~ 3月頃  
 : 生産年 10月 ~ 3月頃  
 : 生産年 11月 ~ 1月頃  
 : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃

# 農業者戸別所得補償制度の実施体制

- 農業者戸別所得補償制度では、米の生産数量目標の設定だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産振興等が必要。
- このため、各地域で農業再生協議会を設立し、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるよう、行政と農業団体等が協力して推進する体制を整備。



## (9) 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する税制措置

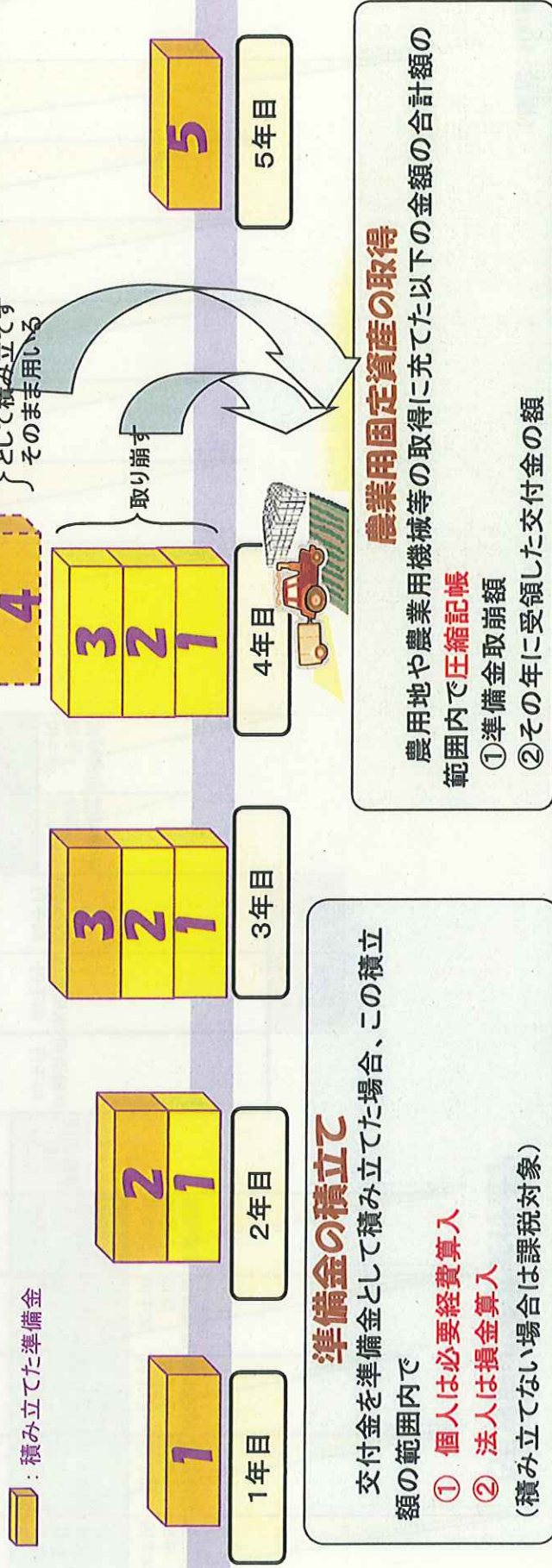
- 農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取組を支援。(※25年度税制改正要望において、2年延長を要望中)
- 農業者が、農業者戸別所得補償制度の交付金等を**農業経営改善計画**などに従い、**農業経営基盤強化準備金**として積み立てた場合、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できる。
- さらに、**農業経営改善計画**などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、**農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合**、**圧縮記帳**※1できる。

※ 特例を受けようとする農業者は、一定の方法で記帳※2し、**青色申告により確定申告を行う必要がある**。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則であるが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられる。

(例) 3年間積み立て、4年目に農地等を取得した場合



注: 積み立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となる。



# (参考) 農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(水田)

(千円/10a)

	戸別所得補償交付金			小計 ③=①+②	中山間地域等直接支払 ※1		環境保全型 農業直接支援 ⑥ ※2	農地・水 保全管理 支払⑦ ※3	平地 ③	中山間 ③+④
	米・畑作物の所得補償		急傾斜 ④		緩傾斜 ⑤					
	基本単価 (数量払)	左の面積 換算①								
小麦	6,360円/60kg	44	35	79	21	8	(8)	7.7 (6.0)	79	100
二条大麦	5,330円/50kg	38	35	73	21	8	(8)	7.7 (6.0)	73	94
六条大麦	5,510円/50kg	34	35	69	21	8	(8)	7.7 (6.0)	69	90
はだか麦	7,620円/60kg	40	35	75	21	8	(8)	7.7 (6.0)	75	96
大豆	11,310円/60kg	38	35	73	21	8	(8)	7.7 (6.0)	73	94
そば	15,200円/45kg	23	20	43	21	8	(8)	7.7 (6.0)	43	64
なたね	8,470円/60kg	32	20	52	21	8	(8)	7.7 (6.0)	52	73
米粉用米・飼料用米	—	—	80	80	21	8	(8)	7.7 (6.0)	80	101
主食用米	—	15	—	15	21	8	(8)	7.7 (6.0)	15	36

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付  
**【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に40万円を定額で交付**

※1: 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。  
 ※2: 国の支援単価が4,000円/10aの取組について、地方と国が同額負担した場合の単価。取組によって支援単価は異なる。  
 ※3: 地方負担分を含む単価。日常の保全管理+長寿命命化に取り組んだ場合の上限単価を例示。( )内は北海道の場合。その他、高度な農地・水の保全活動についても取組内容に応じ、段階的に加算(最大2,000円/10a)。

# (参考) 農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(畑地)

(千円/10a)

	戸別所得補償交付金		加算措置			中山間地域等直接支払		環境保全型農業直接支援 ⑦ ※3	農地・水 保全管理 支払⑧ ※4	平地 ①+②	中山間 ①+③+⑤
	基本単価 (数量払)	左の面積 換算①	再生利用		緑肥輪作 ④ ※1	急傾斜 ⑤	緩傾斜 ⑥				
			平地②	条件不利地 ③							
小麦	6,360円/60kg	44	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	64	85.5	
二条大麦	5,330円/50kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	58	79.5	
六条大麦	5,510円/50kg	34	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	54	75.5	
はだか麦	7,620円/60kg	40	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	60	81.5	
大豆	11,310円/60kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	58	79.5	
てん菜	6,410円/t	40	—	—	(10)	11.5	3.5	(1.5)	40	51.5	
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t	52	—	—	(10)	11.5	3.5	(1.5)	52	63.5	
そば	15,200円/45kg	23	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	43	64.5	
なたね	8,470円/60kg	32	20	30	(10)	11.5	3.5	4.1 (1.5)	52	73.5	

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10aを交付**  
**【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に40万円を定額で交付**

※1:対象作物の作付を1年休んで緑肥(休閑緑肥)を導入する場合の単価。

※2:地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。

※3:国の支援単価が4,000円/10aの取組について、地方と国が同額負担した場合の単価。取組によって支援単価は異なる。

※4:地方負担分を含む単価。日常の保全管理+長寿命化に取り組んだ場合の上限単価を例示。( )内は北海道の場合。その他、高度な農地・水の保全活動についても取組内容に応じ、段階的に加算(最大2,000円/10a)。

# 戸別所得補償制度の実施状況

# (1) 平成23年度戸別所得補償制度の支払状況(平成23年度)

## ① 支払対象者数及び米の所得補償交付金の支払面積

- 平成23年度の支払対象者数は115万件で、水田活用の所得補償交付金の支払対象者が減少したことに伴い、平成22年度のモデル対策に比べて1万3千件減少。
- 米の所得補償交付金の支払面積は102万2千ha(10a控除前:112万8千ha)となり、平成22年度のモデル対策と比べて3千ha増加。
- 主食用米の生産数量目標が3万5千ha削減された中で支払面積が増加し、生産数量目標に従った生産が進展したことが伺われ、米の過剰作付面積も平成22年度から2万ha減少。

### (1) 交付金別支払対象者数

	(単位: 件)				加算交付金
	支払対象者数	米の所得補償交付金	水田活用の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金	
平成23年度	1, 150, 159	1, 008, 018	539, 741	74, 610	8, 394
平成22年度	1, 163, 090	1, 006, 192	578, 500	(注2)44, 424)	-
対前年度比較	▲12, 931	1, 826	▲38, 759	(注2)30, 186)	8, 394

注1: 平成22年度は戸別所得補償モデル対策の支払件数である。  
 注2: 平成22年度の畑作物の所得補償交付金は、水田・畑作経営所得安定対策の成績払の支払件数である。

### (3) 米の所得補償交付金の支払面積

	支払面積	(参考) 10a控除前	主食用米関係指標		(単位: ha)
			生産数量目標の面積換算値	過剰作付面積	
平成23年度	1, 022, 232	1, 128, 201	1, 503, 962	21, 600	
平成22年度	1, 019, 476	1, 127, 040	1, 538, 697	41, 400	
対前年度比較	2, 756	1, 161	▲34, 735	▲19, 800	

注: 平成22年度は戸別所得補償モデル対策の米戸別所得補償モデル事業の支払面積である。

### (2) 経営形態別支払対象者数

	(単位: 件、戸)			構成農家数
	支払対象者数	経営形態別		
	個人	法人	集落営農	
平成23年度	1, 135, 010	7, 563	7, 586	241, 336
平成22年度	1, 149, 505	6, 187	7, 398	238, 277
対前年度比較	▲14, 495	1, 376	188	3, 059

注: 平成22年度は戸別所得補償モデル対策の支払件数である。

## ② 水田活用の所得補償交付金の支払状況

○ 水田活用の所得補償交付金の支払面積は、主食用米の生産数量目標が削減されたことに対応し、平成22年度のモデル対策と比べて、ほとんどの作物で増加。具体的には、

- ① 麦は、西日本で作付が増加し、3千ha増の17万ha、
- ② 大豆は、東海地方や九州地方で作付が増加したもの、東日本大震災の被災県で作付が減少し、1千ha減の11万1千ha、
- ③ 飼料作物は、畜産の盛んな九州地方で作付が増加し、5千ha増の10万ha、
- ④ 新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲)は、全国的に作付が増加し、2万8千ha増の6万4千ha、
- ⑤ そばは、施策の浸透に伴い、中山間地域を含め、北海道及び東北地方等の主産県を中心に作付が増加し、4千ha増の3万5千ha、
- ⑥ なたねは、東北地方で作付が減少し、1百ha減の6百ha、⑦加工用米は、東北、北陸地方で作付が減少し、1万1千ha減の2万7千haとなったところ。

### (2) 水田活用の所得補償交付金の支払面積

	麦	大豆	飼料作物	新規 需要米	米			そば	なたね	加工用米
					米粉用米	飼料用米	WCS用稲			
平成23年度	169,665	111,069	100,881	63,877	7,263	33,758	22,856	35,260	643	27,494
平成22年度	166,300	112,003	95,670	35,571	4,920	14,773	15,878	31,346	759	38,374
対前年度比較	3,365	▲934	5,211	28,306	2,343	18,985	6,978	3,914	▲116	▲10,880

注：平成22年度は戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業の支払面積である。

### ③ 畑作物の所得補償交付金及び加算交付金の支払状況

- 平成23年度から導入した畑作物の所得補償交付金の支払数量は、麦が79万9千トン、大豆が18万1千トン、てん菜が353万8千トン、でん粉原料用ばれいしよが72万7千トン、そばが2万8千トン、なたねが1千6百トン。
- 加算交付金は、規模拡大加算が7,102件で16,937ha、再生利用加算が190件で278ha、緑肥輪作加算が1,162件で1,818ha。

#### (3) 畑作物の所得補償交付金の支払数量

(単位：トン)

	麦			大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦					
平成23年度	799,127	55,757	30,504	181,391	3,538,422	727,435	27,654	1,628
平成22年度	(618,045)	(37,888)	(34,545)	(173,485)	(3,001,251)	(685,565)	-	-
対前年度比較	(181,082)	(17,869)	(▲4,041)	(7,906)	(537,171)	(41,870)	27,654	1,628

注：平成22年度は水田・畑作経営所得安定対策の成績払の支払数量である。

#### (4) 加算交付金

(単位：件、ha)

	再生利用加算		緑肥輪作加算	
	支払件数	支払面積	支払件数	支払面積
7,102	190	278	1,162	1,818

# ④ 都道府県別支払状況

(単位:億円)

都道府県名	米の所得補償交付金(定額部分)	水田活用の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金	加算交付金	合計
北海道	160.7	482.5	935.3	12.2	1,590.7
青森県	52.2	90.8	15.6	0.9	159.5
岩手県	65.9	94.4	18.3	1.6	180.2
宮城県	87.2	105.4	34.4	0.8	227.9
秋田県	104.3	101.9	18.8	1.4	226.3
山形県	83.2	77.7	18.1	1.1	180.1
福島県	59.9	39.2	8.5	0.7	108.2
茨城県	42.5	59.7	34.1	0.4	136.7
栃木県	65.1	106.3	27.9	1.2	200.5
群馬県	10.5	28.1	22.5	0.4	61.5
埼玉県	12.6	23.9	15.1	0.1	51.9
千葉県	15.8	18.1	2.6	0.2	36.6
東京都	0.0	0.0	0.0	-	0.1
神奈川県	1.2	0.3	0.1	0.0	1.6
山梨県	2.1	1.7	0.6	0.0	4.4
長野県	27.2	28.3	19.8	0.7	75.9
静岡県	7.7	9.8	1.9	0.1	19.5
新潟県	130.6	87.0	17.3	1.7	236.6
富山県	50.1	47.9	17.9	1.1	117.0
石川県	34.2	17.7	6.7	0.7	59.3
福井県	33.7	30.0	16.4	0.9	81.1
岐阜県	22.5	34.8	12.0	0.6	69.9
愛知県	16.5	41.4	23.3	1.5	82.8
三重県	23.9	36.7	20.2	0.5	81.3
滋賀県	39.8	51.6	28.2	1.6	121.2

都道府県名	米の所得補償交付金(定額部分)	水田活用の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金	加算交付金	合計
京都府	14.4	8.2	0.7	0.1	23.4
大阪府	0.8	0.7	0.0	-	1.5
兵庫県	39.1	32.3	6.9	0.5	78.8
奈良県	2.2	2.1	0.3	0.0	4.6
和歌山県	3.5	0.9	-	-	4.4
鳥取県	15.7	13.9	1.4	0.1	31.1
島根県	21.8	16.9	2.9	1.2	42.8
岡山県	18.1	26.8	7.4	0.3	52.5
広島県	26.4	13.8	1.3	0.3	41.8
山口県	27.2	19.9	3.8	1.0	52.0
徳島県	3.8	6.5	0.4	0.0	10.8
香川県	16.5	9.5	7.7	0.1	33.8
愛媛県	12.7	10.6	6.4	0.2	29.9
高知県	4.4	8.9	0.3	0.0	13.6
福岡県	38.5	89.9	81.3	0.6	210.3
佐賀県	35.6	77.0	95.7	0.0	208.3
長崎県	10.7	19.4	5.5	0.0	35.7
熊本県	38.1	99.0	23.3	0.2	160.6
大分県	20.5	42.4	14.0	0.5	77.4
宮崎県	15.2	67.1	1.2	0.2	83.7
鹿児島県	17.4	37.2	1.7	0.2	56.4
沖縄県	1.2	0.3	0.0	0.0	1.5

全国計	1,533	2,218	1,578	36	5,366
-----	-------	-------	-------	----	-------

## ⑤ 作付規模別支払状況

- 米の所得補償交付金について主食用米作付規模別にみると、大規模層ほど加入率が高く、5ha以上では98%が加入している一方、0.5ha未満では4割が未加入。
- 実際に交付された交付金の6割は、加入者の1割に当たる2ha以上層の加入者に交付。

### <平成23年産米の所得補償交付金の主食用米作付規模別にみた加入率(共済加入面積との比較)>

	単位	合計	0.5ha 未満	0.5 ~1.0	1.0 ~2.0	2.0 ~3.0	3.0 ~5.0	5.0ha 以上
米の所得補償交付金支払面積	万ha	112.8	14.7	17.6	18.7	9.4	11.0	41.6
水稻共済加入面積	万ha	142.5	25.2	25.8	26.7	13.2	14.4	42.2
加入率 (支払面積/水稻共済)	%	79.1	58.3	68.1	69.9	70.8	76.6	98.4

注1:米の所得補償交付金支払面積は、支払対象者の面積(10a控除前)である。

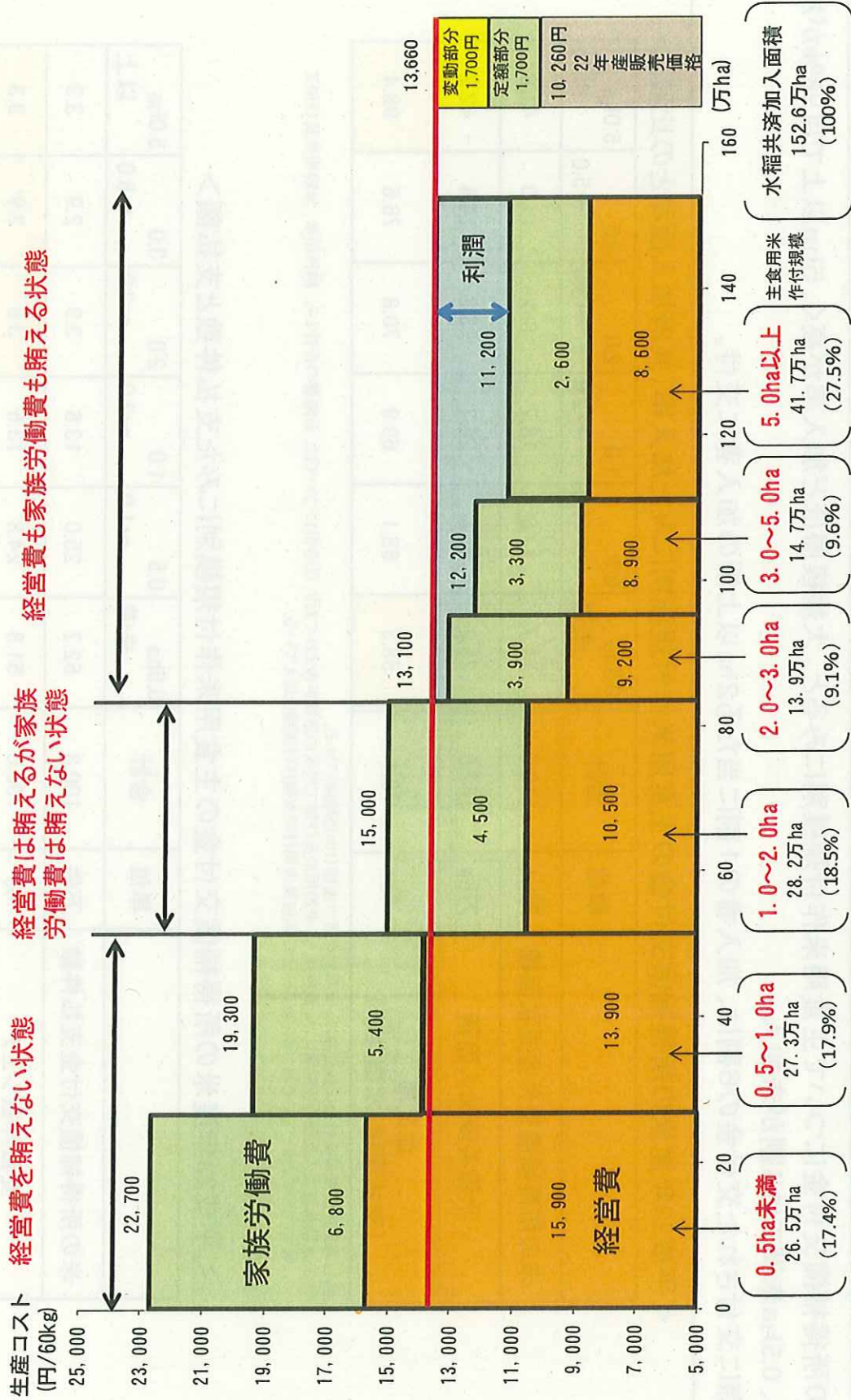
注2:水稻共済加入面積の各階層には、飼料用米、米粉用米及び加工用米の面積が含まれており、①合計については、各階層の合計から、飼料用米、米粉用米及び加工用米の面積を除いている他、②5.0ha層には、秋田県大森村の水稻作付面積を加えている。

### <平成23年産米の所得補償交付金の主食用米作付規模別にみた支払件数と支払額>

	単位	合計	0.5ha 未満	0.5 ~1.0	1.0 ~2.0	2.0 ~3.0	3.0 ~5.0	5.0ha 以上
米の所得補償交付金支払件数	万件	100.8	52.2	25.0	13.6	3.9	2.9	3.3
支払件数シェア	%	100.0	51.8	24.8	13.5	3.9	2.9	3.3
支払額	億円	1,533	140	224	259	135	160	615
支払額シェア	%	100.0	9.2	14.6	16.9	8.8	10.5	40.1

交付金の6割は、加入者の1割に過ぎない2ha以上層に交付

# (参考) 米価下落時(22年産)における水稲作付規模別の経営状況



注:水稲共済加入面積には、新規需要米等の面積(約5.9万ha)が含まれる。また、水稲共済加入者の5.0ha以上層には、秋田県大潟村の水稲作付面積(5.779ha)を加算している。

## (参考) 米の需給調整の実施状況

年産	米に関する対策	生産数量目標 ① 万トン	実生産量 ② 万トン	目標超過数量 ②-① 万トン	①を面積換算 したもの ③ 万ha	実作付面積 ④ 万ha	過剰作付 面積 ④-③ 万ha	作況 指数
16		857	860	2	163.3	165.8	2.5	98
17		851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18		833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	水田・畑作経営所得安定対策 (うち収入減少影響緩和対策)(H19～現在)	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20		815	865	50	154.2	159.6	5.4	102
21		815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	戸別所得補償モデル対策	813	824	11	153.9	158.0	4.1	98
23	戸別所得補償制度本格実施(H23～現在)	795	814	19	150.4	152.6	2.2	101
24		793	—	—	149.9	—	—	—

注1:①の生産数量目標は、集荷円滑化対策による区分出荷(平成18年産)及び消費純増策(～平成19年産)による補正を行った後の数値。  
 注2:②の実生産量は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の数量を控除した数値。  
 注3:④の実作付面積は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米等の取組面積を控除した数値。  
 注4:ラウンドの関係で、実生産量と生産数量目標の差と、目標超過数量が一致しない場合がある。

## (2) アンケート調査結果(平成23年2月実施)

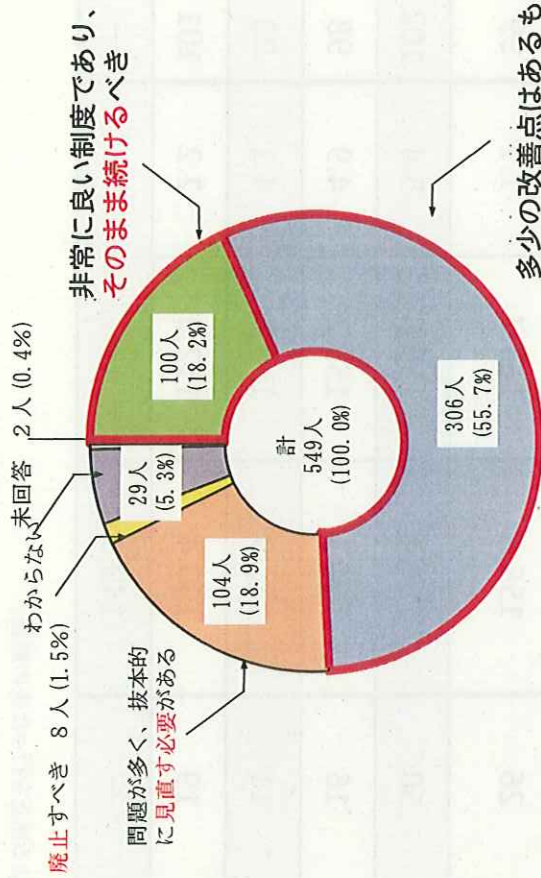
平成23年2月中旬から下旬にかけて、稲作及び麦、大豆等の畑作物の作付を行っている農業者モニター890名を対象に実施し、647名から回答を得た結果である。

### 1 モデル対策に関する評価

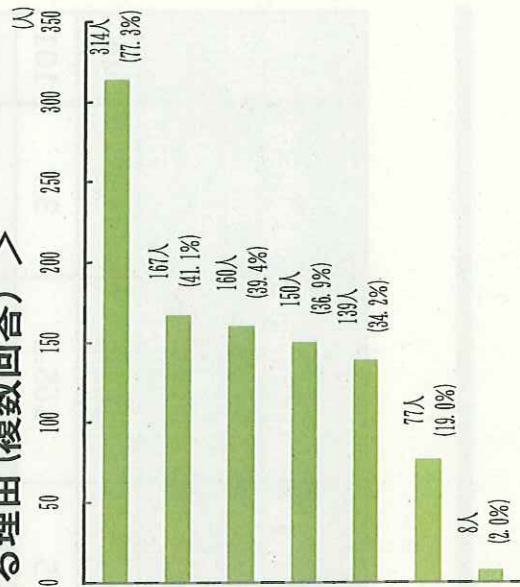
(1) モデル対策加入者に、対策についてどのような感じたかを伺ったところ、「非常に良い制度であり、そのまま続けるべき」(18.2%)、「多少の改善点はあるものの、骨格は維持すべき」(55.7%)で、**4人**は**モデル対策を評価**すると回答。

(2) また、モデル対策を評価すると回答した方に、評価している点を伺ったところ、「主食用米に対して交付金が出ることで、経営の安定に役立ったと思うから」が77.3%と最も多く、次いで「従来対策に比べ、米の需給調整に参加するメリットが大きいから」(41.1%)であった。

### <モデル対策についてどのような感じたか>



### <モデル対策を評価する理由(複数回答)>



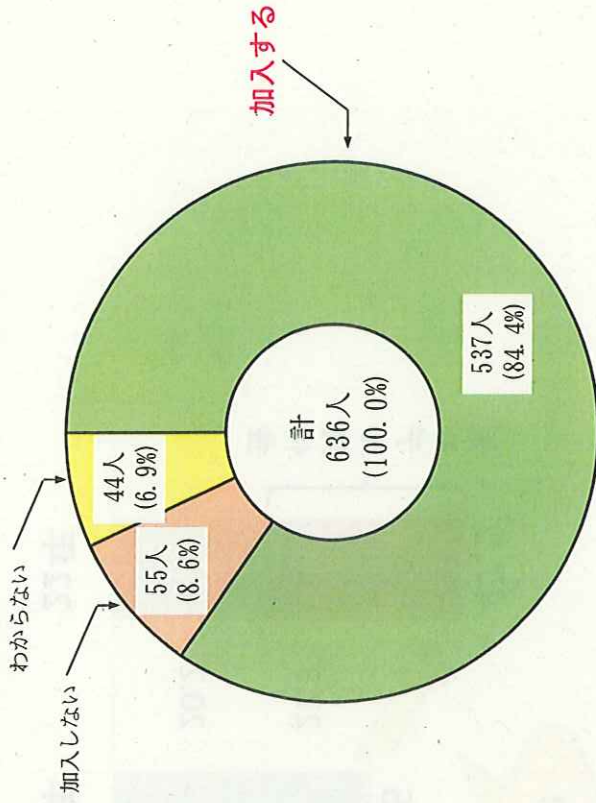
主食用米に対して交付金が出ることで、**経営の安定に役立った**と思うから  
 従来対策に比べ、**米の需給調整に参加するメリットが大きい**から  
 食料自給率の向上に向けて努力する取組に対する支度だから  
 従来対策に比べ、**制度の仕組みが分かりやすく**、受け取る交付金額がはきりしているから  
 米の生産数量目標の達成にかかわらず、**水田の麦、大豆、米粉用米、飼料用米の作付に対して**交付金がもらえるから  
 農協等を通じて、**国から直接自分の口座に交付金が振り込まれた**から  
 その他

## 2 23年度の加入意向

(1) 23年度の加入意向について伺ったところ、「米の所得補償交付金」では537人(84.4%)が加入する意向を示しており、22年度の米のモデル事業に加入したと回答した方(516人)より21人増えている。

(2) また、「水田活用の所得補償交付金」は、462人(72.6%)(22年度に比べ40人増加)、「畑作物の所得補償交付金」は292人(45.1%)が加入すると回答。

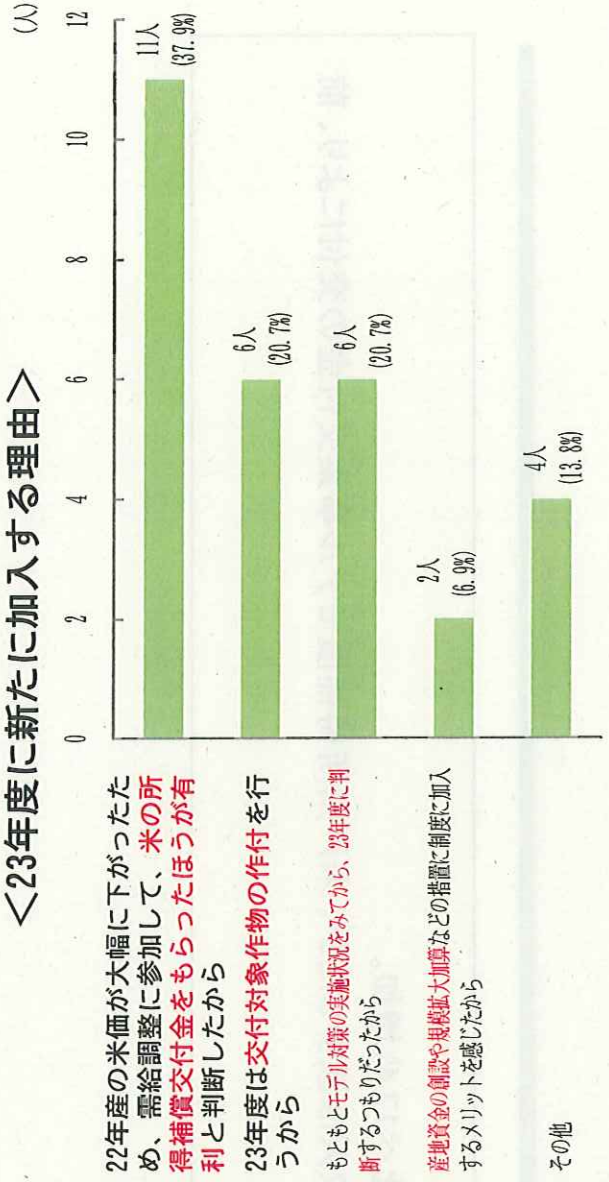
## <加入意向(米の所得補償交付金)>



## 3 23年度に新たに加入する理由

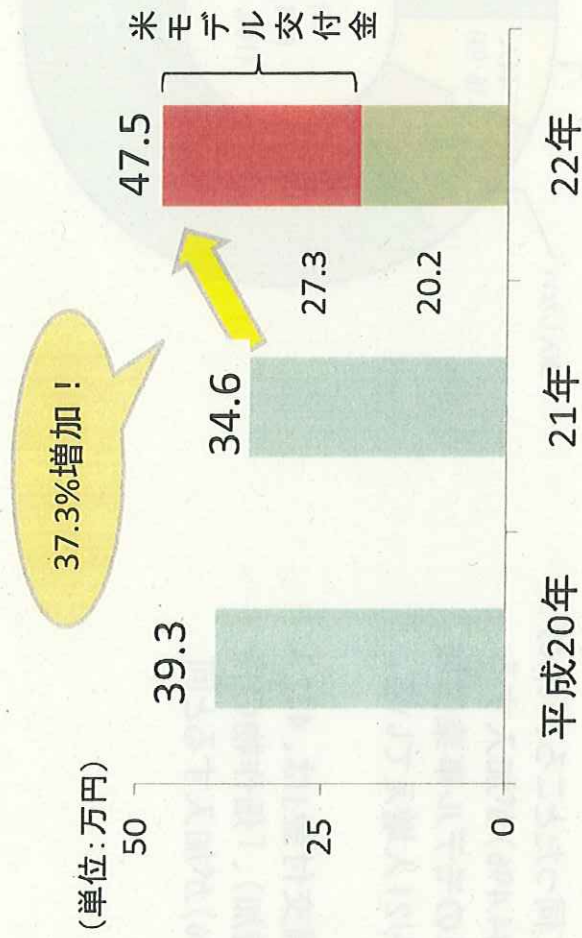
(1) モデル対策に加入せず、23年度から新たに加入すると回答した方に加入する理由について伺ったところ、「22年度の米価が大幅に下がったため、需給調整に参加して、米の所得補償交付金をもらった方が有利と判断したから」が37.9%と最も高い割合で、次いで「23年度は交付対象作物の作付を行うから」(20.7%)、「もともとモデル対策の実施状況をみてから、23年度に判断するつもりだったから」(20.7%)であった。

## <23年度に新たに加入する理由>



### (3) 農業経営体の経営収支

- 平成22年度は、農業経営対の農業所得は、前年に比べ17.4%増加。
- このうち、水田作経営では、米価の低下により稲作収入は減少したが、米戸別所得補償モデル事業交付金の交付により、前年に比べ37.3%増加。



(注)平成22年農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)による。